

総社市告示第21号

総社市農林業振興対策補助金交付要綱（平成17年総社市告示第78号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
対象事業	対象経費	補助金額	対象事業	対象経費	補助金額
1～7 略			1～7 略		
8 野猪等防護柵設置事業	防護柵の設置に必要な経費（1団地当たりの柵の延長が200メートル以上あること）	略	8 野猪防護柵設置事業	防護柵の設置に要する経費（1団地当たりの柵の延長が200メートル以上あること）	略
9 略			9 略		
10 ジャンボタニシ防除対策事業	ジャンボタニシの防除に必要な経費	基準経費（1平方メートル当たり3円）又は実費のうちいずれか低い額の2分の1以内			
11 略			10 略		

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。